

利用調整における基準指数及び調整指数の改定について

<指数改定の主な内容>

変更点	該当項目	変更内容・変更理由
①就労の基準指数の変更	利用基準表 1号	改定前は1か月の就労日数と1日の労働時間で指数を決定していましたが、働き方の多様化を踏まえ、1か月の合計労働時間により決定する方法に変更しました。
②就労内定・就学内定の基準指数の変更	利用基準表 2号	入園の翌月10日までに就労または就学を開始する場合は、就労または就学の指数を準用する方法に変更しました。
③介護・看護の対象を追加	利用基準表 7号	対象を親族に限定し、小学生以下の付添い登校等にも対応できるよう変更しました。
④就学の基準指数の変更	利用基準表 9号	オンライン授業の普及を踏まえ、通学を要する場合とそれ以外に分けて指数を決定する方法に変更しました。
⑤育児休業の基準指数を新設	利用基準表 10号	申込み児童以外の乳幼児の育児休業を取得し、 <u>入園後も復職しない場合</u> の基準指数を新たに設け、一律の指数（9点）としました。
⑥里親やファミリーホームで養育されている児童を加点対象に追加	利用基準 調整表 1号	里親、ファミリーホームで養育されている児童も同居祖父母がいないひとり親世帯と同様の加点（5点）をすることとしました。
⑦保育施設職員・幼稚園教諭の調整指数の新設	利用基準 調整表 9号 10号	加点対象を市内の保育施設で就労する場合に限定し、認可保育施設の保育士以外の職員、幼稚園の幼稚園教諭、認可外保育施設の保育士として実働月140時間以上で復職する場合または就労が内定している場合に加点するよう対象を拡大しました。
⑧調整指数の3項目を廃止	旧利用基準 調整表 4号 22号 24号	世帯構成や働き方の多様化を踏まえ、同居している祖父母の要件が確認できない場合の減点、未就学児が3人以上いる場合の加点、申込み児童以外の未就学児が未申込みの場合の減点を廃止しました。

※ その他変更事項

- 市外在住者への減点（利用基準調整表4号、5号）を保育所等変更申請（転園）にも適用することとしました。
- 育児休業等取得のために退園し、再度入園を申込み場合の加点（利用基準調整表11号）、5歳児クラスを持たない認可保育施設の卒園に伴い認可保育施設を申込み場合の加点（利用基準調整表15号）について、対象となる期間等を明示し、より明確な表現となるよう変更しました。